

平成27年5月19日

各 位

会社名 東京電力株式会社
代表者名 代表執行役社長 廣瀬 直己
(コード番号：9501 東証第1部)
問合せ先 総務部株式グループマネージャー 砂盛 京子
(TEL. 03-6373-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当社は、平成28年4月1日(予定)をもって、吸収分割の方法により当社が営む燃料・火力発電事業、送配電事業及び小売電気事業を当社の100%子会社3社にそれぞれ承継させ、ホールディングカンパニー制に移行し、持株会社となることとしております。これに伴い、以下の内容について変更を行うものであります。

①商号(第1条)を変更するとともに、今後の事業展開も見据え、目的(第2条)を変更するものであります。なお、これらの変更につきましては、平成27年6月25日開催予定の定時株主総会に付議する吸収分割契約承認に関する議案が原案のとおり承認可決され、当該議案に係る吸収分割の効力が発生することを条件といたします。

②取締役会の監督機能を一層強化するため、取締役の定員(第21条)を変更し、11名から13名に増員するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、同法の規定に沿って機関(第4条)の用語や別紙1及び別紙2における引用条文を変更するとともに、責任限定契約を締結できる対象者の範囲が拡大したことから、当該契約に関する規定(第29条第2項)の変更を行うものであります。なお、変更案のうち第29条第2項につきましては、各監査委員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の具体的な内容については、別添のとおりであります。

3. 日程

平成27年5月19日	取締役会決議
平成27年6月25日(予定)	定時株主総会
	機関、定員及び責任限定契約等に係る定款変更の効力発生日
平成28年4月1日(予定)	商号及び目的に係る定款変更の効力発生日

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号)</p> <p>第1条 本会社は、<u>東京電力株式会社</u>と称し、英文では、<u>Tokyo Electric Power Company, Incorporated</u>と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気事業 2. <u>電気機械器具の製造及び販売</u> 3. <u>熱供給事業</u> 4. <u>蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化又は電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転及び保守</u> 5. <u>ガス供給事業</u> 6. エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買及び輸送 7. 電気通信事業、放送業、情報処理・情報提供サービス業及び広告業 8. 不動産の売買、賃貸借及び管理並びに倉庫業 9. 建築工事・土木工事・都市開発・地域開発に関する企画、設計、監理、施工及び請負 10. <u>宿泊施設及びスポーツ施設の経営</u> 	<p>(商 号)</p> <p>第1条 本会社は、<u>東京電力ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>Tokyo Electric Power Company Holdings, Incorporated</u>と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むこと及び<u>次の事業を営む会社、組合その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <現行どおり> 2. <u>ガス事業</u> 3. <u>エネルギー関連の設備及び機械器具の製造、販売、リース、設置、運転及び保守</u> 4. <u>熱供給事業</u> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <ol style="list-style-type: none"> 5. <現行どおり> 6. <現行どおり> 7. <現行どおり> 8. <現行どおり> 9. <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>11. 介護サービス事業及び労働者派遣事業</p> <p>12. 金銭の貸付、債権の売買その他の金融業</p> <p>13. 損害保険業及び損害保険代理業</p> <p>14. 廃棄物の処理及び再生利用</p> <p>15. 前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウ・情報の販売</p> <p>16. 前各号に附帯関連する事業</p>	<p>10. <現行どおり></p> <p>11. <現行どおり></p> <p>12. <現行どおり></p> <p>13. <現行どおり></p> <p>14. <現行どおり></p> <p>15. <現行どおり></p>
<p>(機 関)</p> <p>第4条 本社は、<u>委員会設置会社</u>として株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</p> <p>3. 会計監査人</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 本社は、<u>指名委員会等設置会社</u>として株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. <現行どおり></p> <p>2. <現行どおり></p> <p>3. <現行どおり></p>
<p>(定 員)</p> <p>第21条 本社の取締役は<u>11</u>名以内とする。</p>	<p>(定 員)</p> <p>第21条 本社の取締役は<u>13</u>名以内とする。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 本社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 本社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、その<u>社外取締役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その<u>社外取締役</u>の同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 <現行どおり></p> <p>2. 本社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、その<u>取締役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その<u>取締役</u>の同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">A 種優先株式の内容</p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>(5) 非参加条項</p> <p>A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、A 種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>4. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) 普通株式対価取得請求権</p> <p style="padding-left: 2em;">＜第一段落及び第二段落条文省略＞</p> <p>「剰余授權株式数」とは、(I) 当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II) (i) 当該普通株式対価取得請求日における発行済株式(自己株式(普通株式に限る。))を除く。)の数及び(ii) 当該普通株式対価取得請求日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">＜以下条文省略＞</p>	<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">A 種優先株式の内容</p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>(5) 非参加条項</p> <p>A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、A 種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>4. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) 普通株式対価取得請求権</p> <p style="padding-left: 2em;">＜現行どおり＞</p> <p>「剰余授權株式数」とは、(I) 当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II) (i) 当該普通株式対価取得請求日における発行済株式(自己株式(普通株式に限る。))を除く。)の数及び(ii) 当該普通株式対価取得請求日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">＜現行どおり＞</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">B 種優先株式の内容</p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>(5) 非参加条項</p> <p>B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対しては、B 種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>4. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) 普通株式対価取得請求権</p> <p style="padding-left: 2em;">＜第一段落及び第二段落条文省略＞</p> <p>「剰余授權株式数」とは、(I) 当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II) (i) 当該普通株式対価取得請求日における発行済株式(自己株式(普通株式に限る。))を除く。)の数及び(ii) 当該普通株式対価取得請求日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">＜以下条文省略＞</p>	<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">B 種優先株式の内容</p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>(5) 非参加条項</p> <p>B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対しては、B 種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>4. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) 普通株式対価取得請求権</p> <p style="padding-left: 2em;">＜現行どおり＞</p> <p>「剰余授權株式数」とは、(I) 当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II) (i) 当該普通株式対価取得請求日における発行済株式(自己株式(普通株式に限る。))を除く。)の数及び(ii) 当該普通株式対価取得請求日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">＜現行どおり＞</p>

以 上